

# 福岡県公報

平成二十年一月一日  
第二千八百八十号  
増刊 ①

## 目次

規 則 (第五十六号・第五十七号)

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) ……

退職年金等支給規則の一部を改正する規則 (総務事務センター) ……

人事委員会

公開口頭審理の傍聴に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……

## 規 則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第五十六号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正す

る。

第十三条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第三十四条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない  
社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。)」を削  
り、同条第二項中「法人等」を「法人」に改め、同条第四項を削る。

様式目次中

「六十四の二 特定信託契約締結届出書

「三十四条」を

六十四の二 法人課税信託に関する届出書

三十四条

に、

七十二 法人の事業税申告書の提出期限の  
延長申請に係る決定通知書

三十九条

を

七十二 申告書の提出期限の延長申請に係  
る決定通知書

三十九条

に、

七十二 法人県民税、事業税の申告書の提  
出期限の延長の承認等の通知書

三十四条  
の四  
三十九条

を

七十二 申告書の提出期限の延長の承認等  
の通知書

三十四条  
の四  
三十九条

に、

七十二の二 法人事業税の徴収猶予申請書

三十九条  
の二の二

を

七十二の二 法人事業税の徴収猶予延長申請書

三十九条  
の二の二

を

七十二の二 法人事業税徴収猶予(延長)許可  
(不許可)(取消)通知書

三十九条  
の二の三

を

七十二の二 法人事業税及び地方法人特別税の  
徴収猶予申請書

三十九条  
の二の二

に改める。

七十二の二 法人事業税及び地方法人特別税の  
徴収猶予延長申請書

三十九条  
の二の二

に改める。

七十二の二 法人県民税、法人事業税及び地方  
法人特別税の徴収猶予(延長)許  
可(不許可)(取消)通知書

三十九条  
の二の三

第二十七号様式その一(表)を次のように改める。

第27号様式その1 (第18条関係)

(表)

法人の 県民税 事業税 及び 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 決定通知書 額 納額告知書

本店所在地, 法人名, 代表者

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別途納付書により、までに指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、福岡県内の郵便局またはに納付してください。

Main tax calculation table with columns for '法人事業税' and '法人県民税', including sub-sections for '更正・決定・是認による税額' and '法人事業税・地方法人特別税'.

第六十四号様式中「~~事業税~~」を「~~事業税~~・地方法人特別税」に改める。  
第六十四号の様式を次のように改める。

第64号の2様式 (第34条関係)

## 法人課税信託に関する届出書

|                                      |                  |       |
|--------------------------------------|------------------|-------|
| 受付印<br><br>年 月 日<br><br>福岡県 県税事務所長 殿 | (ふりがな)<br>納税義務者名 | ..... |
|                                      | 本店所在地            | 〒     |
|                                      | 電話番号             |       |
|                                      | 法人課税信託<br>の 名 称  |       |
| 法人の代表者                               | (ふりがな)<br>氏 名    | (印)   |

①新たに法人課税信託の引受けを行ったとき及び法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなったとき

| 法人課税信託の効力が生じた日 | 法人課税信託の信託期間        | 法人課税信託の計算期間        |
|----------------|--------------------|--------------------|
| 年 月 日          | 年 月 日から<br>年 月 日まで | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 県内の支店等の名称及び所在地 | 名 称<br>〒           | 所 在 地<br>電話番号( )   |

②新たな受託者が就任したとき及び受託者の任務が終了したことによりその信託事務の引継ぎを行ったとき

|                          |               |                  |
|--------------------------|---------------|------------------|
| 新たな受託者又は引継ぎを受けた者の名称及び所在地 | (ふりがな)<br>名 称 | .....            |
|                          | 所 在 地         | 〒<br><br>電話番号( ) |
| 就任した日又は信託事務の引継ぎをした日      | 年 月 日         |                  |
| 就任の理由又は信託事務終了の理由         |               |                  |

③受託者が二以上ある場合にその主宰受託者の変更があったとき及びその他の変更があったとき

| 変更年月日 | 年 月 日         |         |
|-------|---------------|---------|
| 変更事項  | 変 更 前         | 変 更 後   |
|       |               |         |
| 摘 要   |               |         |
|       | 関与税理士の氏名・電話番号 | TEL — — |


- 注 1 法人課税信託の契約の写しを1部添付してください。  
 2 法人課税信託の事務の引継ぎを受けたときは、引継ぎの事実を証明する書類を1部添付してください。  
 3 届出事項に変更が生じたときは、信託契約の写し等変更の事実を証明する書類を1部添付してください。  
 4 ※印の欄は、記入の必要はありません。

第七十二号様式中「法人の事業税申告書」を「申告書」に、「法人に係る」を「事業年度分の事業税・地方法人特別税の」に、「事業税」を「事業税・地方法人特別税」に改める。

第七十三号様式中「法人県民税・事業税の」を「法人に係る」を「事業年度分の県民税・事業税・地方法人特別税の」に、「事業税」を「事業税・地方法人特別税」に改める。

第七十三号の二の様式から第七十三号の二の四様式までを次のように改める。

第73号の2の2様式（第39条の2の2関係）

|  |                    |       |     | 法人番号           |                     |  |
|--|--------------------|-------|-----|----------------|---------------------|--|
| <br>平成 年 月 日<br>福岡県<br>県税事務所長 殿   | 法人名                |       |     |                |                     |  |
|  | 所在地                |       |     |                |                     |  |
|  | 代表者名               | ○ 印   |     |                |                     |  |
|  | 応答部署<br>及び<br>担当者名 | 電話(   |     |                |                     |  |
| <b>法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予申請書</b><br>このことについて、下記のとおり第20条の18の4第1項の規定により徴収猶予を受けたいので申請します。  |                    |       |     |                |                     |  |
| 事業年度   | 申告区分               | 法定納期限 | 納期限 | 徴収猶予を受けようとする期間 | 猶予を受けようとする税額        |  |
|  |                    |       |     |                | 円<br>(うち地方法人特別税額 円) |  |
|  |                    |       |     |                | 円<br>(うち地方法人特別税額 円) |  |
|  |                    |       |     |                | 円<br>(うち地方法人特別税額 円) |  |
|  |                    |       |     |                | 円<br>(うち地方法人特別税額 円) |  |
| 徴収猶予を受けようとする理由   |                    |       |     |                |                     |  |
|  |                    |       |     |                |                     |  |
| 猶予に係る金額に相当する担保   |                    |       |     |                |                     |  |
|  |                    |       |     |                |                     |  |
| <p>この申請書は法第72条の38の2第1項又は第6項（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。</p> <p>申請書の提出に当たっては、該当法人であることを証する書類を添付し、これを当該県民税及び事業税の申告書と併せて提出してください。</p> <p>また、法第72条の38の2第1項の各号のいずれかに該当する場合は、貸借対照表、損益計算書の写しを添付してください。このほか、徴収猶予について必要な書類の提出を求められることがあります。</p> |                    |       |     |                |                     |  |

第73号の2の3様式 (第39条の2の2関係)

|      |  |
|------|--|
| 法人番号 |  |
|------|--|

|  |                    |       |
|--|--------------------|-------|
| <p style="text-align: center;">(受付印)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>福岡県</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 殿</p> | 法人名                |       |
|  | 所在地                |       |
|  | 代表者名               | ○ 印   |
|  | 応答部署<br>及び<br>担当者名 | 電話( ) |

法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予延長申請書

このことについて、下記のとおり福岡県税条例第20条の18の4第2項の規定により徴収猶予の延長を受けたいので申請します。

| 事業年度 | 申告区分 | 法定納期限 | 納期限 | 徴収猶予を受けようとする期間 | 徴収猶予を受けようとする税額         | すでに徴収猶予を受けた期間 | すでに徴収猶予を受けた税額          |
|------|------|-------|-----|----------------|------------------------|---------------|------------------------|
|      |      |       |     |                | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |               | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |
|      |      |       |     |                | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |               | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |
|      |      |       |     |                | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |               | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |
|      |      |       |     |                | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |               | 円<br>〔うち地方法人特別税額〕<br>円 |

徴収猶予の延長を必要とする理由

猶予に係る金額に相当する担保

徴収猶予の期間の延長を受けようとする法人は、徴収猶予を受けている期間の終了する日までに、この申請書を提出してください。

また、徴収猶予について必要な書類の提出を求めることがあります。



第73号の2の4様式 (第39条の2の3関係)

|      |  |
|------|--|
| 法人番号 |  |
|------|--|

|   |   |
|---|---|
| 法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書 |   |
| 所在地   |   |
| 法人名   |   |
| 代表者名  | 殿 |

第 号  
年 月 日

福岡県 県税事務所長

年 月 日申請のあった徴収猶予(延長)について許可した(許可できない・取り消した)ので通知します。

なお、地方税法第15条の3、法第55条の2第4項、法第55条の4第4項、法第72条の38の2第8項、同条第9項、法第72条の39の2第4項又は法第72条の39の4第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取消することがあります。その時は速やかに納付してください。

不服申し立てについて

1 この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

| 事業年度又は<br>連結事業年度 | 納期限 | 申告区分 | 法人県民税 | 事業税・地方法人特別税        |        |      |
|------------------|-----|------|-------|--------------------|--------|------|
|                  |     |      | 法人税割額 | 所得割額 又は<br>地方法人特別税 | 付加価値割額 | 加算金額 |
|                  |     |      | 円     | 円                  | 円      | 円    |
|                  |     |      | 円     | 円                  | 円      | 円    |
|                  |     |      | 円     | 円                  | 円      | 円    |
|                  |     |      | 円     | 円                  | 円      | 円    |
| 徴する担保            |     |      |       |                    |        |      |
| 不許可(取消)理由        |     |      |       |                    |        |      |

第七十三号の六様式

|         |  |
|---------|--|
| 国民健康保険法 |  |
|---------|--|

を

|                 |  |
|-----------------|--|
| 国民健康保険法         |  |
| 高齢者の医療の確保に関する法律 |  |

を

|       |  |
|-------|--|
| 生活保護法 |  |
|-------|--|

を

|   |  |
|---|--|
| 生活保護法                                   |  |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び<br>永住帰国後の自立の支援に関する法律 |  |

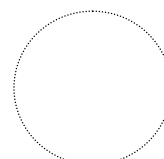
を

「老人保健法」を「(老人保健法)」と改める。  
第四十二号様式を次のとおり改める。

第120号様式 (第91条の2関係)

年度 狩 猟 税 申 告 書

受付印



年 月 日

福岡県

県税事務所長殿

住 所

氏 名

印



職 業

|                                      |                   |                         |       |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------------|-------|
| 狩 猟 者 登 録                            | 年 月 日             | 狩 猟 登 録 番 号             | 第 号   |
| 免 状 公 布 年 月 日                        | 年 月 日             | 狩 猟 免 状 番 号             | 第 号   |
| 狩 猟 免 許 の 種 類<br>(該当するものを○で囲んでください。) | 網 わ な 第 一 種 第 二 種 | 狩 猟 者 の 登 録 場 所 (納 税 地) | 福 岡 県 |

狩 猟 者 の 登 録 の 種 類  
(該当するものを○で囲んでください。)

① 全 域      ② 放 鳥 獣 猟 区 の み      ③ 放 鳥 獣 猟 区 以 外

対 象 鳥 獣 捕 獲 員 が 否 か の 別  
(該当するものを○で囲んでください。)

対 象 鳥 獣 捕 獲 員 で あ る ・ 対 象 鳥 獣 捕 獲 員 で は な い

再 登 録

◎ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その該当するものを○で囲んだ上で、下欄に市町村長の証明を受けてください。

(1) 農業、水産業又は林業に従事している。

(2) 控除対象配偶者又は扶養親族((1)に該当する者を除く。)ではない。

(3) 所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族((1)に該当する者を除く。)である。

| 区 分 | 狩 猟 者 の 登 録 区 分<br>(該当する区分に○を付けてください。)   | 狩 猟 税 税 額 | 対 象 鳥 獣 捕 獲 員<br>又 は 再 登 録 |
|-----|--|-----------|----------------------------|
|     | 第 一 種 銃 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録 (次 に 掲 げ る 登 録 を 除 く。)   | 16, 500円  | 8, 200円                    |
|     | ◎ 欄 の (1) から (3) ま で の い ず れ か に 該 当 す る 者 が 受 け る 第 一 種 銃 猟 免 許 係 る 狩 猟 者 の 登 録                         | 11, 000円  | 5, 500円                    |
|     | 網 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録 (次 に 掲 げ る 登 録 を 除 く。)   | 8, 200円   | 4, 100円                    |
|     | ◎ 欄 の (1) から (3) ま で の い ず れ か に 該 当 す る 者 が 受 け る 網 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録                             | 5, 500円   | 2, 700円                    |
|     | わ な 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録 (次 に 掲 げ る 登 録 を 除 く。)   | 8, 200円   | 4, 100円                    |
|     | ◎ 欄 の (1) から (3) ま で の い ず れ か に 該 当 す る 者 が 受 け る わ な 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録                           | 5, 500円   | 2, 700円                    |
|     | 第 二 種 銃 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録<br>(第 一 種 銃 猟 免 許 を 受 け た 人 が 空 気 銃 (ガ ス 銃 を 含 む) の み 使 用 す る 場 合 を 含 む) | 5, 500円   | 2, 700円                    |

※ 次のいずれかに該当する場合、狩猟税が軽減されます。(県税条例第106条の2第2項)

① 放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける場合、該当税額の4分の1に軽減

② ①の登録を受けている者が、さらに他の放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所の登録を受ける場合  
該当税額の4分の3に軽減

証 紙 を は る と ころ

注 意 証 紙 は、狩 猟 税 証 紙 を は っ て く だ さ い。

証 紙 を は っ て か ら 消 印 し な い で く だ さ い。

上 記 の 者 は、次 の 一 に 該 当 す る 者 で あ る こ と を 証 明 し ま す。(該 当 す る も の を ○ で 囲 ん で く だ さ い。)

- イ ◎の欄の(1)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者である。
- ロ ◎の欄の(2)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、控除対象配偶者又は扶養親族ではない。
- ハ ◎の欄の(3)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、同年度の県民税の所得割の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。

年 月 日

市 町 村 長

印

|         |         |         |     |
|---------|---------|---------|-----|
| 処 理 事 項 | 税 額 確 認 | 番 号 第 号 | 摘 要 |
|         | 取 扱 者   | 年 月 日   |     |

- お 願 い
- この申告書は、狩猟者の登録を受ける時に所轄県税事務所長に提出してください。
  - 対象鳥獣捕獲員の方は、「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」(写し可)を提出してください。
  - 申告書は、太ワクの中だけを記入してください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

退職年金等支給規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十七号

退職年金等支給規則の一部を改正する規則

退職年金等支給規則(昭和三十三年福岡県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条(見出しを含む。)中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

人事委員会

公開口頭審理の傍聴に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年十月一日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十八号

公開口頭審理の傍聴に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十条第一項の規定による公開の口頭審理の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第二条 公開の口頭審理を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、口頭審理の開始前までに、傍聴券(別記様式)の交付を受けなければならない。ただし、傍聴券の数は、審理場その他の事情を考慮して、その都度審理委員長(審理委員が単独で審査する場合にあつては、審理委員。以下同じ。)が定める。

2 傍聴人は、審理場に入場するとき係員に傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

3 傍聴券は、傍聴券に記載した期日の口頭審理に限り有効とする。

(傍聴の禁止)

第三条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

一 酒気を帯びていると認められる者

二 凶器の類その他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

三 プラカード、のぼり、旗その他審理場に持ち込むことが不適当であると認める物品を携帯している者

四 はち巻、たすき、腕章、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者

五 その他口頭審理の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第四条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 みだりに傍聴席を離れ、又は所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

二 口頭審理における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

三 私語、喚声その他騒がしい行為をしないこと。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 撮影、録音等を行わないこと(あらかじめ審理委員長が特別に許可した場合を除く。)

六 審理委員長の指示に反する行為をしないこと。

七 その他審理場の秩序を乱し、又は口頭審理の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第五条 審理委員長は、傍聴人が前条の規定に違反したと認めるときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたとき、傍聴券を返納し、直ちに退場しなければならない。  
い。

(補則)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 第 号                       | 口頭審理傍聴券  |
| 期 日                       | 年 月 日    |
| 場 所                       | 福岡県人事委員会 |
| この傍聴券は、 <u>当日限り有効</u> です。 |          |

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）